

入札説明書

制限付き一般競争入札 「事前審査型」 「事後審査・申請型」

令和8年1月7日

柏市契約課

柏市は平成26年度に「ちば電子調達システム」に移行しました。

この移行に伴い、電子入札で実施する制限付き一般入札の手順について一部変更し、「入札書」の提出前に「競争参加資格確認申請書」の提出を求めてきましたが、平成27年12月1日以降に公告する案件から、議会案件や総合評価方式案件等の特殊な案件を除き、基本的に「競争参加資格確認申請書」の提出が不要となる「事後審査・ダイレクト型」による入札に切り替えます。（平成25年度まで柏市独自の電子入札システムで実施していた方法と同じ）

ここでは、議会案件や総合評価方式案件等の特殊な案件において実施する「事前審査型」及び「事後審査・申請型」の入札手続き等について説明します。

「事前審査型」「事後審査・申請型」の概要

（１）入札書の提出前に「競争参加資格確認申請書」と「調査票」等の提出が必要です。

（２）「競争参加資格確認申請書」の提出をした方に「競争参加資格確認通知書」を送信します。なお、「事前審査型」においては、この時点において入札参加資格を確認し、「競争参加資格確認通知書」に参加資格の有無を記載します。

（３）「競争参加資格確認通知書」を受領した方は、入札書提出日時になったら、電子入札システムで「入札書」と「内訳書」を提出します。

（４）「事後審査・申請型」では入札参加資格の確認を、開札時に行います。（ダイレクト型と同じ）

目次（★は「事前審査型」「事後審査・申請型」と「事後審査・ダイレクト型」とで異なる箇所）

1	入札方式の比較	2ページ
2	電子入札の対象案件	3ページ
3	電子入札の事前準備（ＩＣカードの利用者登録等）	5ページ
★4	電子入札の流れ（「事前審査型」「事後審査・申請型」）	6ページ
★5	関係書類と添付（提出）方法について	7ページ
6	質疑について	8ページ
7	再度入札について	9ページ
★8	紙入札方式参加について	11ページ
9	開札時の立会いについて	12ページ
10	入札結果の公表について	13ページ
11	問い合わせ先	14ページ

1 入札方式の比較

柏市では、制限付き一般競争入札（電子入札）は次の3通りの方法により実施します。
 公告文に入札方式を明記しますので、どの方式で実施するのか必ず確認してください。

入札方式	事前審査型	事後審査・申請型	事後審査・ダイレクト型
概要	・事前に「競争参加資格確認申請書」を提出し、入札参加資格を審査する方式。 ・参加資格がある者のみ、入札書を提出できる。	・事前に「競争参加資格確認申請書」を提出するが、入札参加資格の審査は事後（開札後）に行う方式。	・直接、入札書を提出する方式。 ・事前の「競争参加確認申請書」の提出は不要。
主な対象案件	議会案件など	総合評価方式案件など	その他の一般的な案件
ちば電子調達システム上の表記	一般競争	千葉県・事後審査	市町村・事後審査
入札手順	公告（柏市入札情報ホームページ） ↓ 競争参加資格確認申請書の提出（電子入札システム） ※「調査票」等を添付 ↓ <u>事前審査</u> 確認通知書の受領 ↓ 質疑の送信（電子メール） 質疑回答の確認（入札情報サービス） ↓ 入札書の提出（電子入札システム） ※「内訳書」を添付 ↓ ↓ 開札 ↓ ↓ ↓ 落札決定等	公告（柏市入札情報ホームページ） ↓ 競争参加資格確認申請書の提出（電子入札システム） ※「調査票」等を添付 ↓ ↓ ↓ 確認通知書の受領 ↓ 質疑の送信（電子メール） 質疑回答の確認（入札情報サービス） ↓ 入札書の提出（電子入札システム） ※「内訳書」を添付 ↓ ↓ 開札 ↓ <u>事後審査</u> ↓ 落札決定等	公告（柏市入札情報ホームページ） ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ 質疑の送信（電子メール） 質疑回答の確認（入札情報サービス） ↓ 入札書の提出（電子入札システム） ※「内訳書及び調査票」を添付 ↓ 開札 ↓ <u>事後審査</u> ↓ 落札決定等

以下、「事前審査型」「事前審査・申請型」について説明します。

2 電子入札の対象案件（業種）

柏市では、制限付き一般競争入札で実施する案件については、原則としてすべて「電子入札」により実施しています。（指名競争入札で実施する案件については、すべて「紙入札」により実施しています）

制限付き一般競争入札（電子入札）で実施する案件は、『柏市契約事務取扱要領』第2条に規程しています。

制限付き一般競争入札（電子入札）の対象案件

- （１）２００万円を超える工事及び修繕工事
- （２）１５０万円を超える印刷製本
- （３）『柏市契約事務取扱要領』の別表１に掲げる１００万円を超える測量等の業務委託
- （４）『柏市契約事務取扱要領』の別表２に掲げる１００万円を超える測量等を除く業務委託
- （５）『柏市契約事務取扱要領』の別表３に掲げる１５０万円を超える物品購入

※金額は、１案件あたりの税込の設計価格

『柏市契約事務取扱要領』は、[柏市入札情報ホームページ](#)の「規程集」をご覧ください。

注：各団体により、電子入札の対象案件は異なります。詳しくは、各団体の入札担当部署にお問い合わせください。

3 電子入札の事前準備（ＩＣカードの利用者登録等）

電子入札に参加するためには、ちば電子調達システムの電子入札システムに「ＩＣカードの利用者登録」が必要です。

- （１）はじめてちば電子調達システムに参加する方や、平成２５年度まで柏市以外の団体に登録していた方であっても、最初（平成２６年４月１日以降）にＩＣカードの利用者登録が必要となります。
- （２）パソコンの設定が必要になる場合もあります。
- （３）ＩＣカードの利用者登録をするためには、ちば電子調達システムの「利用者番号（６桁の数字）」と「パスワード」（入札参加資格申請の際に使用するもの）が必要になりますので、お手元にご用意ください。
- （４）ＩＣカードは代表者、または代表者から入札権限の委任を受けた者の名義としてください。
- （５）前項に示す案件の入札に参加しない場合は、ＩＣカードの利用者登録は不要ですが、柏市以外の千葉県及び県内市町村等の電子入札に参加する場合は、ＩＣカードの利用者登録は行う必要があります。

ＩＣカードの利用者登録は[こちらから（システム起動のページ）](#)が開きます）

操作マニュアル（[ちば電子調達システム](#)への外部リンク）

	マニュアル	内容
1	Internet Explorer 9, 10, 11 の互換表示モード設定手順について	システム起動のページを開いたときに「互換表示モードの設定の画面」が表示された場合の設定方法
2	ちば電子調達システム 利用前設定マニュアル	ちば電子調達システムのが動作するパソコン環境、ブラウザの設定など （マニュアルがあるページへのリンク）
3	電子入札を利用する前の準備について	ＩＣカードの利用者登録の方法など（マニュアルのＰ７以降） （マニュアルがあるページへのリンク）

4 電子入札の流れ（「事前審査型」「事後審査・申請型」）※「事後審査・ダイレクト型」とは異なります

4-1 入札の流れ（概要）

	項目	確認・操作箇所	説明
1	入札公告の確認 <u>公告は原則として毎週水曜日となります。</u>	柏市入札情報ホームページの「最新入札情報」	「公告文」を確認します。 「公告文」には、入札日程（質疑の期限、入札書提出期間、開札日時等）や入札条件等が記載されているので、よく確認してください。 ※案件を公告した場合は、柏市入札情報ホームページのトップページの「お知らせ」欄に、その旨を掲載します。 ※公告文はちば電子調達システムの「入札情報サービス」のページにも掲載しています。
	↓		
2	仕様書等の確認	ちば電子調達システムの「入札情報サービス」	仕様書、設計図書等を確認します。 仕様書等の閲覧（ダウンロード）時に、「ＩＣカード認証」又は「ＩＤパスワード認証（物品・委託のみに可能）」が必要となります。
	↓		
3	競争参加資格確認申請書の提出	ちば電子調達システムの「電子入札システム」	期限までに「調査票」等を添付して、「競争参加資格確認申請書」を提出します。
	↓		
4	競争参加資格確認通知書の受領	ちば電子調達システムの「電子入札システム」	柏市から「競争参加資格確認通知書」を受領します。 ※「事前審査型」～入札参加資格を審査したうえで、参加資格の有無を「確認通知書」にて通知します。 ※「事後審査・申請型」～入札参加資格を審査せず、全ての申請者に対して「確認通知書」を発行します。
	↓		
5	質疑書の提出	インターネットメール	所定の質疑書を添付して、専用のメールアドレス宛てに、インターネットメールで提出します。（質疑には提出期限があるので注意してください）
	↓		
6	質疑回答の確認	ちば電子調達システムの「入札情報サービス」	質疑の回答は順次、入札情報サービスに掲載します。入札書の提出前に、質疑に対する回答を、必ず確認するようにしてください。
	↓		
7	入札書の提出	ちば電子調達システムの「電子入札システム」	入札書提出期間中に、「内訳書」等を添付して、「入札書」を電子入札システムで提出します。
	↓		
8	開札、落札決定通知書の受領	ちば電子調達システムの「電子入札システム」	開札結果を電子入札システムで確認します。 落札者が決定した場合は「落札者決定通知書」が発行され、落札者名と入札金額が確認できます。状況

			により、「保留通知書」「再入札通知書」等が発行される場合もあります。
--	--	--	------------------------------------

↓

9	入札結果の照会	柏市入札情報ホームページの「入札結果情報」	予定価格（最低制限価格）や入札参加者名と入札金額については、柏市入札情報ホームページの「入札結果情報」のページで確認できます。
---	---------	-----------------------	---

4－2 入札日程（「事前審査型」「事後審査・申請型」の場合）

議会案件や総合評価方式案件等の特殊な案件において実施する「事前審査型」及び「事後審査・申請型」には、標準的な電子入札の日程は特にありませんので、**実際の電子入札日程は、案件ごとの公告文で確認してください。**

5 関係書類と添付（提出）方法について ※「事後審査・ダイレクト型」とは異なります

入札書提出時に必要な書類について説明します。

5-1 提出が必要な関係書類及び提出方法

区分		提出書類名	提出方法
全案件で提出が必要なもの	1	「内訳書」（エクセルファイル）	「入札書」の提出時に添付して提出する
	2	「調査票」（エクセルファイル）	次のいずれかの方法で提出してください。 1 「競争参加資格確認申請書」に添付して提出する
必要に応じて提出が必要なもの	3	「履行の実績を証する書類」（契約書・仕様書・設計書の写し、コリnzなど）	2 FAX, メール, 直接持参により提出する FAX 04-7167-1210 メール keiyaku1@city.kashiwa.chiba.jp
	4	「技術者証」（工事の監理技術者や測量コンサルの技術士法の登録など）	
	5	「許認可証」（建設コンサルタント登録など）	※「競争参加資格確認申請書」の提出の際は、1以上の添付ファイルが必要となるため、すべての書類を2の方法で提出することは事実上できません。
	6	その他、公告文が求める書類	
	7	「電子契約利用申出書」（電子契約の対象案件のみ・利用を希望する場合に提出）	「入札書」の提出時に添付して提出する

※電子契約の対象案件である場合は、公告文において対象である旨を記載しています。

6 質疑について

6-1 質疑の送信

質疑は、案件ごとの仕様書に含まれる所定の質疑書に必要事項を入力して、専用のメールアドレス宛に、インターネットメールで送信してください。

- (1) 質疑専用メールアドレス（案件の種類により異なります）

工事 shitsugi-k@city.kashiwa.chiba.jp

測量等 shitsugi-s@city.kashiwa.chiba.jp

物品 shitsugi-b@city.kashiwa.chiba.jp

委託 shitsugi-i@city.kashiwa.chiba.jp

メールアドレスの入力ミスにご注意ください。なお、送信元アドレス（受注者の方のアドレス）は、入札参加資格名簿に登録されたアドレスかどうかは問いません。

- (2) メールの件名は「質疑＋案件の名称」としてください。

＜例＞ 案件の名称が「〇〇改修工事」だった場合 → メールの件名は 「質疑 〇〇改修工事」

- (3) メールの本文の記載事項に特段の指定はありませんが、メールの本文には質疑の内容を記載しないでください。質疑は必ず所定の様式に入力し、添付してください。

- (4) 柏市で質疑メールを受信した場合は、原則として当日中（午後5時以降に受信した場合は翌日中）に受信の旨を記載しそのまま返信します。送信後、柏市から受信の旨の返信メールを確認し、返信メールがなければ、柏市まで電話で連絡してください。

- (5) 1回に複数の案件の質疑を送信する場合であっても、メールは必ず1案件ごとに1通のメールとしてください。

- (6) 質疑の内容を確認するため、質疑をした方（担当者）に柏市から連絡する場合があります。

- (7) 質疑の受付期限を過ぎた場合は回答できませんので、あらかじめご了承ください。

6-2 質疑の回答の確認

質疑及び質疑に対する回答は、入札情報サービスの仕様書等と同様の場所に掲載します。入札書の提出前に必ず確認してください。

- (1) 質疑に対する回答は、質疑をした方以外にも公表しています。

- (2) 質疑がなかった場合は、掲載しません。

7 再度入札について

1 回目の入札（開札）で予定価格以下の金額の入札参加者がいない場合は、再度入札を実施して1 回目の入札で、予定価格以下の応札がなかった場合、再度入札を実施します。

7－1 再度入札の手順

開札（1 回目）

↓

予定価格以下の入札参加者がいない※ 1

↓

再度入札※ 2

- ・再度入札実施までの具体的な手続きについては7－2をご覧ください
- ・再度入札の入札書提出期限は、原則として開札日の翌営業日の午後までとします（具体的な時間は案件により個別に設定します）

↓

最低価格を提示した入札参加者のみの参加資格の有無を、提出書類などで確認する※ 3 ※ 4

↓

落札決定

- ※ 1 最低制限価格（又は低入札調査失格基準額）未満の入札参加者は、自動的に無効となるため、この時点で参加資格を失い、以降の再度入札には参加できません。
- ※ 2 最低制限価格（又は低入札調査失格基準額）未満でない場合でも、地域要件又は業種要件（工事にあつては総合評価値も含む）を満たしていない場合は、1 番札となっても落札者と決定できないことが明らかであるため、1 回目の入札の時点で無効とし、再度入札には参加できないものとします。
- ※ 3 再度入札後、予定価格以下最低制限価格以上で最低価格を提示したとなった入札参加者の参加資格を確認するため、保留通知書を発行する場合があります。また、当該入札参加者に参加資格がないと判断した場合はこの時点で無効とし、次点の入札参加者の参加資格を確認します。
- ※ 4 再度入札の結果、参加資格を有する予定価格以下最低制限価格以上の入札参加者がいなかった場合は、再々度入札（2 回目の再度入札）を実施する場合があります。

7－2 再度入札実施までの具体的な手続き

- （1）1 回目の開札の結果、再度入札となった場合は、一旦、電子入札システムで「保留通知書」を発行します。保留通知書の理由欄には「再度入札準備のため」と記載します。（1 番札となった入札参加者の実績や書類の確認を行うために保留とする場合は、理由欄にその旨の内容を記載します）
- （2）再度入札の準備が整ったら、再度入札の対象者に、電子入札システムで「再入札通知書」を発行します。「再入札通知書」には、1 回目の入札における最低金額及び入札書提出期限（日時）が記載してあるので、必ず確認してください。なお、「再入札通知書」を発行した場合は、電子入札システムに登録したメールアドレスに、再度入札通知書発行のお知らせメールが自動送信されます。
- （3）あわせて、再度入札の対象者に、インターネットメール又は電話で再度入札実施の旨をお知らせし

ます。

7-3 その他の注意点等

- (1) 再度入札となった場合、再度入札の入札書提出の締め切り日時は、原則として翌営業日の午後となりますので、入札参加者の方はご注意ください。(例：1回目の開札が金曜日の場合は、翌月曜日の午後が締め切り日時)
- (2) 1回目の入札を紙入札で参加した場合は、再度入札においても紙の入札書によって、締め切り日時までに柏市契約課窓口への提出が必要となります(ファクシミリやメールによる提出は不可。再々度入札についても同様)。
- (3) 予定価格以下最低制限価格以上で入札金額が同額となった場合は、くじ引き(電子くじ)により落札者を決定します。この場合は、まずくじ引きを行い、くじの当選者について参加資格を確認します。もし、くじの当選者が参加資格がない場合は、当該入札参加者を除いて、再度くじ引きを行います。(以下、繰り返し)(H28.11.18 開札分より実施)

8 紙入札方式参加について ※「事後審査・ダイレクト型」とは異なります

システム障害等のやむを得ない事情がある場合は、柏市の承認を得た上で、「競争参加資格確認申請書」や「入札書」を紙で提出すること（紙入札方式）により参加することができます。

8-1 紙入札方式参加の条件

紙入札方式により参加するためには、次のいずれかの条件を満たしていることが必要です。

- (1) 有効なＩＣカードが登録（利用者登録）されている場合。
- (2) 入札権限を有する者の変更等によりＩＣカード取得申請中の場合（原則として、取得申請書類の写しが必要）
- (3) その他、特に市長が認める場合

8-2 紙入札方式参加における対象、申請期限、必要書類

電子入札システムにより送信が必要な書類は「競争参加資格確認申請書」と「入札書」ですが、これらの書類等の提出を用紙に変更することができます。

対象	申請期限	必要書類（下記のほか、実績・許認可・技術者等の入札参加条件を満たす書類の提出が必要な場合は、合わせて提出すること）
競争参加資格確認申請書（注１）	競争参加資格確認申請書提出締切日時終まで。（ただし、経過措置あり。注３）	①紙入札方式参加承諾願 ②競争参加資格確認申請書（紙入札方式参加用） ③調査票、誓約書
入札書（注２）	入札書提出締切日時まで	①紙入札方式参加承諾願（注１） ②入札書（紙入札方式参加用） ③内訳書 ④電子契約利用申出書（注４） ②と③は封筒に入れ、封をすること。

注１：「競争参加資格確認申請書」を用紙により提出した場合は、入札書の提出も用紙により行うこと。この場合、紙の入札書の提出時には「紙入札方式参加承諾願」は不要。

注２：「競争参加資格確認申請書」を電子入札システムで提出したが、システム障害等の理由により、入札書の提出を用紙により行う場合。

注３：ちば電子調達システム移行による経過措置として、「入札書」提出締切日時の１時間前まで可とする（事前審査型は除く）。この場合であっても、「入札書（紙入札方式参加用）」と「内訳書」の提出は「入札書」提出締切日時までに行うこと。

注４：電子契約の対象案件のみ。利用を希望する場合には、データをメール（アドレス：keiyaku1@city.kashiwa.chiba.jp）で提出すること。

8-3 必要書類の提出方法

柏市契約課の窓口まで直接持参（郵送不可）してください（提出期限厳守）。

提出期限を過ぎた場合は受付しません。また、提出にあたっては、事前に電話連絡にて、柏市の確認を取るようお願いします。

※「事後審査・ダイレクト型」は、紙入札参加方式の方法等が異なります。

9 開札時の立会いについて

公告文に「入札参加者は、開札に立ち会えることができる」としている場合における「立会い」について説明します。

9-1 立会の趣旨について

入札における立会の趣旨は、開札が適正に執行されたことを確認することで、競争入札の透明性を高め、公正な入札執行を確保することにあります。

9-2 立会の手続き等

- (1) 立会いを希望する案件の開札時間前までに、柏市役所4階入札室の前でお待ちください。事前連絡は不要です。
- (2) 開札時間になりましたら入室し、立会い希望の案件名をお知らせください。なお、当日の開札状況により、開札時間が遅れることがありますので、再度入札室の前でお待ちいただく場合があります。あらかじめ御了承ください。
- (3) 開札前に立会確認書に署名していただきます。また、確認のために名刺を頂戴いたしますので御持参ください。
- (4) 立ち会った方が落札された場合は、契約書等の落札後配付書類をお渡しします。

※立会いに関して公告文に別途記載をする場合は、公告文に従います。

9-3 立会い内容

- (1) 開札執行時
開札の執行中は、入札室内でお待ちください。(従前は、予定価格事前公表案件については、①入札室設置のモニター上で開札執行画面の閲覧、②応札者の関係書類や実績等の確認等、をしていただきましたが、平成26年10月1日以降から、全ての案件において、これらの閲覧、確認作業は行わないこととします。)
- (2) 開札終了後
次の内容について、公表します。
【落札者が決定した場合】
①落札者名と落札金額、他の応札者と入札金額、予定価格・最低制限価格等～電子入札システムの開札執行画面を提示します。
②落札決定に係るその他の情報（くじ引きの有無等）
【保留の場合】
①保留理由、②保留解除後の執行について（落札決定、くじ引き、再度入札、の有無）
【不調の場合】
①不調理由

※保留又は不調の場合は、応札業者名、応札金額、応札者数については公表しません。

10 入札結果の公表について

入札結果は、柏市入札情報ホームページに掲載します。

10-1 公表時期

原則として、開札日が属する週の翌週の火曜日まで（火曜日が祝日等の休日の場合にはその翌開札日）に公表します。

【公表時期の例外】

- （１）同一開札日の案件は一括して公表処理を行う関係から、再度入札や低入札価格調査を実施することになった案件が含まれるときは、公表が遅れる場合があります。
- （２）予定価格事後公表の案件が不調となった場合は、以後実施する再度公告等に際して、公正な契約事務を執行する観点から、当該案件が落札決定するまでの間は、予定価格等を含め公表しません。（予定価格事前公表の案件が不調となった場合は、公表します。）

10-2 その他

- （１）平成25年度までの柏市独自の電子入札システムでは、「検証機能」により、各応札業者の応札（入札）金額を確認することができましたが、平成26年度からのちば電子調達システムの電子入札システムには「検証機能」がないため、落札業者と落札金額しか確認できません。あらかじめ御了承ください。
- （２）指名競争入札の入札結果については、開札日の1週間後程度を目処に電子入札案件と時期を合わせて公表します。

11 問い合わせ先

問い合わせ先	電話番号	問い合わせ内容
柏市財政部契約課	電話 04-7167-1121 F A X 04-7167-1210 メール keiyaku1@city.kashiwa.chiba.jp	入札手続き等に関すること ※水道部発注の案件については、水道部までお問い合わせください。 電話04-7166-2191（代表）
ちば電子調達システム サポートデスク	電話 043-441-5551 時間 平日午前9時から午後5時まで （正午から午後1時までを除く）	電子入札システムの操作等に関すること